

## 学校給食提供申込書

金融機関控

熊本市長 様

熊本市教育委員会事務局健康教育課 TEL096-328-2728

申込年月日	令和 年 月 日	申請区分 ( で囲んで下さい)	1. 新規 2. 変更 3. 廃止 ( ゆうちょ銀行は新規のみ)
-------	----------	--------------------	-------------------------------------

私は、下に記載の児童(又は生徒)への学校給食の提供を申し込みますので、保護者控裏面の契約内容を確認のうえ、学校給食提供申込書を提出します。

保護者代表 (納入義務者)	住所: 〒 -	生年月日
	(フリガナ)	年 月 日
	氏名:	年 月 日
電話番号(日中に連絡がつく番号):		

児童(又は生徒)の在籍校	児童(又は生徒)名	生年月日
熊本市立	(フリガナ)	年 月 日
学校		

学校給食費の支払い方法は下記の方法により支払います。(いずれかに「 」をつけて下さい)

学校給食費の支払いは「口座振替」が原則です。(手数料は熊本市が負担します)

<b>口座振替・自動払込による支払</b>	口座名義人の同意を得て約定を確認のうえ依頼します。
<b>納付書による支払</b>	発行される納付書にてコンビニ・金融機関等で支払います。

以下は「口座振替・自動払込による支払」をお選びの方のみご記入ください。

## 熊本市歳入金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

(収) (加)

私は、上記記載児童(又は生徒)の保護者として、学校給食費について次の指定口座から口座振替・自動払込により払い込みたいので、口座名義人の同意を得て、約定を確認のうえ依頼します。【約定裏面参照】

口座名義人	(フリガナ)	金融機関届出印
金融機関届出住所・電話番号	〒 - (電話番号 - - )	

ゆうちょ銀行(6桁目がある場合は に記入してください。)

通帳記号	通帳番号(右詰め)		
種目コード	種別	払込先加入者名	払込先口座番号
1 6 6	新規	30	熊本市会計管理者 01720-0-961728

ゆうちょ銀行以外の銀行を利用される場合

銀行名	支店名	金融機関・支店コード
銀行・信組 信金・農協	本店 支店 出張所	
預金種目(該当に○)	口座番号(右詰め)	年 組
1. 普通 2. 当座		

振替(払込)開始時期	・口座振替(払込)開始・廃止は概ねお申込みをされた翌月以降からになります。(廃止はゆうちょ銀行を除く)
年 月分	・口座番号・口座名義人・印影相違により再提出となった場合はさらに遅くなります。
	・振替(払込)日は毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。

不備返却理由(該当事由に○)
1. 預金取引なし
2. 記載事項相違 (店名・預金種別・口座番号・通帳記号番号・口座名義人)
3. 印鑑相違 4. 印影不鮮明
5. その他(内容 )

検印	印鑑照合	受付印



( ゆうちょ銀行を除く)

( ゆうちょ銀行を除く)

不備返却先 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市教育委員会事務局健康教育課

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定(ゆうちょ銀行ホームページでご覧いただけます。)が適用されます。

この申込書は4枚複写ですので、黒のボールペンで強くご記入ください。

## 口座振替約定

( ゆうちょ銀行を除く。 )

- 1 裏面学校給食費の納付書(以下「納付書」という。)、口座振替依頼(収納)データ交換媒体送付書(以下「送付書」という。)又は口座振替依頼データが熊本市から貴行(店)に送付されたときは、その納付書、送付書に記載された金額又は口座振替依頼データに登録された金額を指定預金口座から引き落としのうえ納付してください。
- 2 前項の手続きについては、当座勘定約定書、預貯金規定にかかわらず、小切手の払出し又は預金通帳及び同払戻請求書の提出はしませんので、貴行(店)の所定の方法で処理してください。
- 3 指定預金口座の残高が振替日において納付書、送付書記載の金額又は口座振替依頼データに登録された金額に満たないときは、私に通知することなく当該納付書、送付書又は口座振替依頼データを返却されても異議ありません。
- 4 口座振替で納付した学校給食費の領収書については、預金通帳への記帳により省略されても異議ありません。
- 5 私の都合でこの口座振替を廃止するときは、「熊本市歳入金口座振替依頼書」により貴行(店)に届出ます。この届出がない場合には、口座振替を継続されても異議ありません。
- 6 長期間にわたり熊本市から請求がないとき、また、預金不足等のため、連続して振替がなされないとき、その他、貴行(店)及び熊本市が必要と認めた場合には、私に通知することなく廃止されても異議ありません。
- 7 この取扱いについて、仮に紛議が生じても貴行(店)の責によるものを除き、貴行(店)に迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

## 学校給食提供申込書

市役所控

熊本市長 様

熊本市教育委員会事務局健康教育課 TEL096-328-2728

申込年月日	令和 年 月 日	申請区分 ( で囲んで下さい)	1. 新規 2. 変更 3. 廃止 ( ゆうちょ銀行は新規のみ)
-------	----------	--------------------	-------------------------------------

私は、下に記載の児童（又は生徒）への学校給食の提供を申し込みますので、保護者控裏面の契約内容を確認のうえ、学校給食

保護者代表 (納入義務者)	住所：〒 -	生年月日
	(フリガナ)	年 月 日
	氏名：	年 月 日
電話番号（日中に連絡がつく番号）：		

児童（又は生徒）の在籍校	児童（又は生徒）名	生年月日
熊本市立	(フリガナ)	年 月 日
学校		

学校給食費の支払い方法は下記の方法により支払います。（いずれかに「 」をつけて下さい）

学校給食費の支払いは「口座振替」が原則です。（手数料は熊本市が負担します）

<input type="checkbox"/>	口座振替・自動払込による支払	口座名義人の同意を得て約定を確認のうえ依頼します。
<input type="checkbox"/>	納付書による支払	発行される納付書にてコンビニ・金融機関等で支払います。

以下は「口座振替・自動払込による支払」をお選びの方のみご記入ください。

## 熊本市歳入金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

 収  加

私は、上記記載児童（又は生徒）の保護者として、学校給食費について次の指定口座から口座振替・自動払込により払い込みたいので、口座名義人の同意を得て、約定を確認のうえ依頼します。【約定裏面参照】

口座名義人	(フリガナ)
金融機関届出 住所・電話番号	〒 - (電話番号 - - )

ゆうちょ銀行（6桁目がある場合は に記入してください。）

通帳記号	通帳番号（右詰め）	
種目コード	種別	払込先加入者名
1 6 6 新規	30	払込先口座番号
		熊本市会計管理者
		01720-0-961728

ゆうちょ銀行以外の銀行を利用される場合

銀行名	支店名
銀行・信組 信金・農協	本店 支店 出張所
預金種目（該当に○）	口座番号 (右詰め)
1. 普通 2. 当座	

金融機関・ 支店コード

年 組
-----

振替（払込）開始時期	・口座振替（払込）開始・廃止は概ねお申込みをされた翌月以降からになります。（廃止はゆうちょ銀行を除く）
年 月分	・口座番号・口座名義人・印影相違により再提出となった場合はさらに遅くなります。
	・振替（払込）日は毎月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日）となります。

上記の口座名義人の預貯金口座があることを確認し、熊本市学校給食費用  
歳入金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書を受理しました。

取扱金融機関

取扱店日付印

( ゆうちょ銀行を除く )

( ゆうちょ銀行を除く )



## 学校給食提供申込書

学校控

熊本市長 様

熊本市教育委員会事務局健康教育課 TEL096-328-2728

申込年月日	令和 年 月 日	申請区分 ( で囲んで下さい)	1. 新規 2. 変更 3. 廃止 ( ゆうちょ銀行は新規のみ)
-------	----------	--------------------	-------------------------------------

私は、下に記載の児童(又は生徒)への学校給食の提供を申し込みますので、保護者控裏面の契約内容を確認のうえ、学校給食

保護者代表 (納入義務者)	住所: 〒 -	生年月日
	(フリガナ)	年 月 日
	氏名:	年 月 日
電話番号(日中に連絡がつく番号):		

児童(又は生徒)の在籍校	児童(又は生徒)名	生年月日
熊本市立	(フリガナ)	年 月 日
学校		

学校給食費の支払方法は下記の方法により支払います。(いずれかに「 」をつけて下さい)

学校給食費の支払いは「口座振替」が原則です。(手数料は熊本市が負担します)

<input type="checkbox"/>	口座振替・自動払込による支払	口座名義人の同意を得て約定を確認のうえ依頼します。
<input type="checkbox"/>	納付書による支払	発行される納付書にてコンビニ・金融機関等で支払います。

以下は「口座振替・自動払込による支払」をお選びの方のみご記入ください。

## 熊本市歳入金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

 収  加

私は、上記記載児童(又は生徒)の保護者として、学校給食費について次の指定口座から口座振替・自動払込により払い込みたいので、口座名義人の同意を得て、約定を確認のうえ依頼します。【約定裏面参照】

口座名義人	(フリガナ)
金融機関届出住所・電話番号	〒 - (電話番号 - - )

ゆうちょ銀行(6桁目がある場合は に記入してください。)

通帳記号	通帳番号(右詰め)	
種目コード	種別	払込先加入者名
1 6 6 新規	30	払込先口座番号
		熊本市会計管理者
		01720-0-961728

ゆうちょ銀行以外の銀行を利用される場合

銀行名	支店名
銀行・信組 信金・農協	本店 支店 出張所
預金種目(該当に○)	口座番号 (右詰め)
1. 普通 2. 当座	

金融機関・支店コード

年 組
-----

振替(払込)開始時期	・口座振替(払込)開始・廃止は概ねお申込みをされた翌月以降からになります。(廃止はゆうちょ銀行を除く)
年 月分	・口座番号・口座名義人・印影相違により再提出となった場合はさらに遅くなります。
	・振替(払込)日は毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。

学校使用欄
-------

## 【学校給食提供申込書】について

この「学校給食提供申込書」は、熊本市学校給食費条例施行規則第3条第1項の規定に基づくものです。

お子さまへ、学校給食の提供を希望する場合は、この「学校給食提供申込書」を提出していただくかなければなりません。

次の事項をよくご確認のうえ、提出していただきますようお願いします。

この申込書は、お子さまが学校給食の提供を受けようとするときまでに提出していただくかなければなりません。提出がない場合は、学校給食の提供ができない場合があります。

この学校給食提供申込書は、お子さまが熊本市立学校に在籍している期間（最長9年間）有効となります。

そのため、お子さまが熊本市立学校に在籍している間に、保護者の方に変更があった場合は、速やかにお子さまが通学している学校までお知らせください。

学校給食費は、学校給食の運営に要する経費のうち、学校の設置者（熊本市）が負担するものとして法令で定められた経費を除いた金額を保護者の方が負担することになっており、熊本市では、原則として食材費のみを学校給食費として負担していただくことにしております。なお、学校給食費は、物価の状況等により改定することがあります。

学校給食費の納付は、1食当たり単価×年間給食実施回数により得た額を10期に分割して納付していただきます。第1期から第9期の各納付額は、次のとおりです。第10期の納付額は、調整額（年間納付額－既納付額）となりますので、皆様へは改めてお知らせします。

なお、年間給食実施回数とは、実際には学校給食の提供を受けていなくとも食材の購入等学校給食を提供する準備を整えていた場合を含みます。

学校区分	1食当たり単価	各期の納付額
小学校及び特別支援学校小学部	243円	4,800円
中学校及び特別支援学校中学部、高等部	295円	5,600円

学校給食費は、口座振替でお支払いください。やむを得ず口座からの振替できない場合等は、納付書を送付しますので金融機関等でお支払いください。

口座振替を利用されるには、「熊本市歳入金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」の提出が必要です。

学校給食費を納期限までにお支払いいただけない場合は、別途、遅延損害金を請求することもありますので、納期限までにお支払いください。

また、学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において、民事訴訟、支払督促等の学校給食費の支払いを求める手続きを開始する場合があります。なお、学校給食費の滞納等の情報は、通学先等の学校と情報を共有します。

食物アレルギー等により、学校給食の全部又は一部の提供を希望しない場合は、通学先の学校にご相談ください。

この学校給食提供申込書の記載事項に変更が生じた場合は、通学先の学校までお知らせください。

学校給食費の負担は、夫婦の日常の家事に関する債務の連帯責任を規定した民法第761条が適用になります。

これらのほか、学校給食費については、熊本市学校給食費条例施行規則等の定めるところによります。当該規則等が改正されたときは、原則として改正後の規定が適用されます。

## 学校給食提供申込書

保護者控

熊本市長 様

熊本市教育委員会事務局健康教育課 TEL096-328-2728

申込年月日	令和 年 月 日	申請区分 ( で囲んで下さい)	1. 新規 2. 変更 3. 廃止 ( ゆうちょ銀行は新規のみ)
-------	----------	--------------------	-------------------------------------

私は、下に記載の児童(又は生徒)への学校給食の提供を申し込みますので、保護者控裏面の契約内容を確認のうえ、学校給食

保護者代表 (納入義務者)	住所: 〒 -	生年月日
	(フリガナ)	年 月 日
	氏名:	年 月 日
電話番号(日中に連絡がつく番号):		

児童(又は生徒)の在籍校	児童(又は生徒)名	生年月日
熊本市立	(フリガナ)	年 月 日
学校		

学校給食費の支払い方法は下記の方法により支払います。(いずれかに「 」をつけて下さい)

学校給食費の支払いは「口座振替」が原則です。(手数料は熊本市が負担します)

<input type="checkbox"/>	口座振替・自動払込による支払	口座名義人の同意を得て約定を確認のうえ依頼します。
<input type="checkbox"/>	納付書による支払	発行される納付書にてコンビニ・金融機関等で支払います。

以下は「口座振替・自動払込による支払」をお選びの方のみご記入ください。

## 熊本市歳入金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

 収  加

私は、上記記載児童(又は生徒)の保護者として、学校給食費について次の指定口座から口座振替・自動払込により払い込みたいので、口座名義人の同意を得て、約定を確認のうえ依頼します。【約定裏面参照】

口座名義人	(フリガナ)
金融機関届出住所・電話番号	〒 - (電話番号 - - )

ゆうちょ銀行(6桁目がある場合は に記入してください。)

通帳記号	通帳番号(右詰め)	
種目コード	種別	払込先加入者名
1 6 6 新規	30	払込先口座番号
		熊本市会計管理者
		01720-0-961728

ゆうちょ銀行以外の銀行を利用される場合

銀行名	支店名
銀行・信組 信金・農協	本店 支店 出張所
預金種目(該当に○)	口座番号 (右詰め)
1. 普通 2. 当座	

金融機関・支店コード

年 組
-----

振替(払込)開始時期	・口座振替(払込)開始・廃止は概ねお申込みをされた翌月以降からになります。(廃止はゆうちょ銀行を除く)
年 月分	・口座番号・口座名義人・印影相違により再提出となった場合はさらに遅くなります。
	・振替(払込)日は毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。

## 【学校給食提供申込書】について

この「学校給食提供申込書」は、熊本市学校給食費条例施行規則第3条第1項の規定に基づくものです。

お子さまへ、学校給食の提供を希望する場合は、この「学校給食提供申込書」を提出していただくかなければなりません。

次の事項をよくご確認のうえ、提出していただきますようお願いします。

この申込書は、お子さまが学校給食の提供を受けようとするときまでに提出していただくかなければなりません。提出がない場合は、学校給食の提供ができない場合があります。

この学校給食提供申込書は、お子さまが熊本市立学校に在籍している期間（最長9年間）有効となります。

そのため、お子さまが熊本市立学校に在籍している間に、保護者の方に変更があった場合は、速やかにお子さまが通学している学校までお知らせください。

学校給食費は、学校給食の運営に要する経費のうち、学校の設置者（熊本市）が負担するものとして法令で定められた経費を除いた金額を保護者の方が負担することになっており、熊本市では、原則として食材費のみを学校給食費として負担していただくことにしております。なお、学校給食費は、物価の状況等により改定することがあります。

学校給食費の納付は、1食当たり単価×年間給食実施回数により得た額を10期に分割して納付していただきます。第1期から第9期の各納付額は、次のとおりです。第10期の納付額は、調整額（年間納付額－既納付額）となりますので、皆様へは改めてお知らせします。

なお、年間給食実施回数とは、実際には学校給食の提供を受けていなくとも食材の購入等学校給食を提供する準備を整えていた場合を含みます。

学校区分	1食当たり単価	各期の納付額
小学校及び特別支援学校小学部	243円	4,800円
中学校及び特別支援学校中学部、高等部	295円	5,600円

学校給食費は、口座振替でお支払いください。やむを得ず口座からの振替できない場合等は、納付書を送付しますので金融機関等でお支払いください。

口座振替を利用されるには、「熊本市歳入金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」の提出が必要です。

学校給食費を納期限までにお支払いいただけない場合は、別途、遅延損害金を請求することもありますので、納期限までにお支払いください。

また、学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において、民事訴訟、支払督促等の学校給食費の支払いを求める手続きを開始する場合があります。なお、学校給食費の滞納等の情報は、通学先等の学校と情報を共有します。

食物アレルギー等により、学校給食の全部又は一部の提供を希望しない場合は、通学先の学校にご相談ください。

この学校給食提供申込書の記載事項に変更が生じた場合は、通学先の学校までお知らせください。

学校給食費の負担は、夫婦の日常の家事に関する債務の連帯責任を規定した民法第761条が適用になります。

これらのほか、学校給食費については、熊本市学校給食費条例施行規則等の定めるところによります。当該規則等が改正されたときは、原則として改正後の規定が適用されます。